

## 苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 事業化分科会要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第11条の規定に基づき設置される、事業化分科会に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 事業化分科会は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会（以下「協議会」という。）の分野間連携の促進、横断的な取組みに資する活動の事業化に向けた調査、研究、検討、実証等を行うことを目的とする。

### (対象となる活動)

第3条 事業化分科会の設置の対象となる活動とは、横断的な取組み又はデータ活用の推進により、地域課題の解決や新産業の創出に資するものであって、事業の検討から実証に至る活動又は将来的に社会実装へと繋がる活動とする。

### (活動期間)

第4条 事業化分科会の活動期間は、設置日から当該年度末とする。ただし、必要に応じて年度を単位として活動期間を延長することができる。

### (活動計画)

第5条 事業化分科会の設置を希望する会員（以下「提案会員」という。）は、年間の活動計画を運営委員会（協議会要綱第9条の規定に基づき設置される運営委員会をいう。）に提出するものとする。

2 前項の提案会員は、協議会要綱第5条第1項に規定する会員とする。

### (設置等の承認、廃止の決定)

第6条 運営委員会は、提案会員から提出された活動計画を審査し、当該活動が協議会の目的の達成に資すると判断したときは、事業化分科会の設置を承認する。

2 運営委員会は、第4条の活動期間に関わらず、事業化分科会の構成員（以下「分科会メンバー」という。）又は活動が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事業化分科会の廃止を決定することができる。

- (1) 協議会要綱もしくは本要綱に違反又は協議会の信用を著しく害したとき
- (2) 主要な分科会メンバーが解散又は営業を停止したとき
- (3) 分科会メンバーが暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 活動計画に沿った活動が行われていないとき
- (5) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

### (活動報告)

第7条 事業化分科会は、当該年度末までに運営委員会に対し活動報告を行うものと

する。

(分科会メンバー)

第8条 分科会メンバーは、提案会員のほか、当該事業化分科会への参画を希望する会員（協議会要綱第5条第1項の会員をいう。）をもって組織する。

2 分科会メンバーは、いつでも事業化分科会を退会することができる。ただし、退会後も第10条を遵守する。

3 分科会メンバーは無報酬とする。ただし、次条の分科会メンバーの協議により、報酬等を支払うことを妨げない。

(費用)

第9条 事業化分科会の活動に要する費用は、原則分科会メンバーの自己負担とし、負担割合は分科会メンバーが協議して決定するが、これにより難いときは、別途協議する。

(秘密保持)

第10条 分科会メンバーは、事業化分科会活動を通して知得した、他の分科会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(事例の共有)

第11条 事業化分科会の活動計画、活動成果及び活動報告（以下「活動成果等」という。）は、会員に共有され、会員は活動成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定に関わらず、活動成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見等が含まれると事業化分科会が判断したときは、事業化分科会は運営委員会と活動成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 事業化分科会は、活動成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め運営委員会に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則（令和5年4月26日改正）